

平成29年第4回吉田町議会臨時会

吉田町議会会議録

平成29年10月26日 開会

}

平成29年10月26日 閉会

吉田町議会

平成29年第4回吉田町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (10月26日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○議事日程の報告	2
○会議録署名議員の指名	2
○会期の決定	2
○議案第80号～議案第82号の一括上程、説明	2
○議案第80号の質疑、討論、採決	7
○議案第81号の質疑、討論、採決	7
○議案第82号の質疑、討論、採決	14
○町長挨拶	19
○議長挨拶	22
○閉会の宣告	23

開会 午前 9時00分

○議長（藤田和寿君） 本日ここに、平成29年第4回吉田町議会臨時会が招集されました。議員各位には、御出席いただきありがとうございます。

本臨時会に提出される諸議案につきましては後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（藤田和寿君） 開会に当たり、町長から御挨拶をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 第48回衆議院議員総選挙の執行や台風21号の襲来など、騒然とした時期を過ごしたばかりのこの時期に、平成29年第4回吉田町議会臨時会を招集させていただきましたが、議員各位には、こうして御出席賜りましたこと心から感謝申し上げます。

さて、当町では、こうした出来事だけではなく、業務上横領事件発生の公表を行う事態をも引き起こし、議員各位を初め、町民の皆様方に大変な御心配と御迷惑をおかけしております。大変申しわけなく、おわびしてまいりたいと思っております。

この事件は、職員でありました者が放課後児童クラブ利用料を着服するというものでございましたので、事件の公表を行った直後の10月18日から21日までと23日の夜間に放課後児童クラブ御利用者に対する説明会を開催し、状況などを御説明させていただくとともに、捜査協力をお願いをもさせていただいたところでございます。また、組織を挙げて再発防止にも取り組んでいるところでございます。

本日は、こうした不祥事を引き起こしたことににつきまして、組織の責任者として、みずからを処罰するための私の給料の減額に関する条例制定案も上程をさせていただいておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（藤田和寿君） ありがとうございます。

◎開会の宣告

○議長（藤田和寿君） ただいまの出席議員数は13名であります。

ただいまから平成29年第4回吉田町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（藤田和寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、本臨時会で説明員として委任または囑託され出席する者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（藤田和寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番、三輪正邦君、8番、杉本幸正君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（藤田和寿君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定のとおりでありますので、御了承願います。

◎議案第80号～議案第82号の一括上程、説明

○議長（藤田和寿君） 次に、日程第3、第80号議案から日程第5、第82号議案の3議案の会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成29年第4回吉田町議会臨時会に上程をいたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、専決処分事項の承認につきまして1件、条例の制定について1件、契約の締結について1件の合計3件でございます。

それでは、議案につきまして御説明申し上げます。

第80号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（平成29年度吉田町一般会計補正予算（第2号））についてでございます。

本議案は、平成29年9月28日に衆議院が解散されたことに伴いまして、衆議院議員総選挙

を本年10月10日告示、22日を投票日とする閣議決定がなされましたことから、衆議院議員総選挙に係る選挙執行経費といたしまして、平成29年度の吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ898万8,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ117億6,409万9,000円とする補正予算を平成29年9月28日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたことにつきまして、お認めいただくものがございます。

第81号議案は、特別職の職員で常勤のものの給料の減額に関する条例の制定についてでございます。

本議案は、平成29年8月15日に町内で発生した殺人未遂事件に関して当町職員が逮捕、起訴されたこと、また、当該職員が放課後児童クラブの利用料を横領していたことが判明し、10月16日に懲戒免職となりましたことは、住民の信頼を著しく損なう行為であり、全体の奉仕者たる公務員として絶対にあってはならないものであることから、行政の長としての責任を明確にするために、町長の給料の減額を行おうとする内容の条例を制定することにつきましてお認めいただくものがございます。

第82号議案は、平成29年度緊急地震・津波対策等交付金事業吉田町次世代防災行政無線（同報系）整備工事請負契約の締結についてでございます。

本議案は、町内全域に整備する次世代の防災行政無線、同報系の設備一式を整備する工事につきまして、一般競争入札により契約金額1億8,770万4,000円で、三信電気株式会社ソリューション営業本部取締役常務執行役員ソリューション営業本部長、幡野延行と請負契約を締結することにつきましてお認めいただくものがございます。

以上が上程をいたします3議案の概要でございます。詳細につきましては担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いいたします。

初めに、総務課長、久保田明美君。

〔総務課長 久保田明美君登壇〕

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

総務課からは、第81号議案について御説明申し上げます。

第81号議案は、特別職の職員で常勤のものの給料の減額に関する条例の制定についてでございます。

議案書の3ページ、4ページをごらんください。

本議案は、平成29年8月15日に町内で発生した殺人未遂事件に関して、当町職員が逮捕、起訴されたこと、また、当該職員が放課後児童クラブの利用料を横領していたことが判明し、10月16日に懲戒免職となりましたことは、住民の信頼を著しく損なう行為であり、全体の奉仕者たる公務員として絶対にあってはならないものであることから、行政の長としての責任を明確にするため、町長の給料の減額を行おうとする内容の条例を制定することにつきましてお認めいただくものがございます。

制定の内容でございますが、第1条は本条例制定の趣旨を規定するものがございます。この趣旨とは、特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の規定にかかわらず、給料月額額の減額について必要な事項を定めるという本条例の趣旨を規定するものがございます。第

2条は町長の給料を減額する額につきまして、給料月額100分の50、減額の期間を平成29年11月1日から平成29年11月30日までとする内容を規定するものでございます。附則につきましては、施行期日を平成29年11月1日からとし、平成29年11月30日をもってその効力を失うこととする内容を規定するものでございます。

以上は総務課から1議案につきましての御説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 続きまして、防災課長兼防災監、大石剛久君。

〔防災課長兼防災監 大石剛久君登壇〕

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

第82号議案 平成29年度緊急地震・津波対策等交付金事業吉田町次世代防災行政無線（同報系）整備工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

議案書の5ページ、6ページをごらんください。

本議案は、地方自治法234条の規定に基づき、一般競争入札に付した平成29年度緊急地震・津波対策等交付金事業吉田町次世代防災行政無線（同報系）整備工事請負契約の締結について、契約の金額を1億8,770万4,000円、契約の相手方を東京都港区芝4丁目4番12号、三信電気株式会社ソリューション営業本部取締役常務執行役員ソリューション営業本部長、幡野延行と請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、参考資料ナンバー1の1をごらんいただきたいと思っております。

1ページは入札結果表でございます。

平成29年10月10日火曜日、午後1時30分から吉田町役場2階町民ホールにおきまして、入札参加者資格委員会において、入札参加資格が確認された業者10社のうち2社が辞退され、8社による一般競争入札を執行いたしました。この入札の結果、三信電気株式会社ソリューション営業本部取締役常務執行役員ソリューション営業本部長、幡野延行が最低価格で応札されましたが、調査基準価格を下回った入札のため、低入札価格調査を10月17日に実施いたしました。

低入札価格調査の概要は、参考資料ナンバー1の2のとおりでございまして、調査の結果、設計どおりの品質の機材や製造等で見積もられており、資材購入予定メーカーとは長年にわたる取引実績により安価にできるもので、非合理的な価格設定でないことが確認できました。

また、施工においても施工体制も整っており、適正な管理のもと施工できることが確認できたことから、本工事内容に適合した履行が十分確保されるものと判断されたものでございます。

入札結果表にありますとおり、三信電気株式会社ソリューション営業本部は1億7,380万円が入札し、低入札価格調査の結果、10月19日に落札額に100分の8を加えた金額であります1億8,770万4,000円で仮契約を締結しております。また、工期につきましては、平成29年10月31日から平成33年2月28日までとしております。

なお、工期のうちの平成30年度から平成32年度分の予算といたしましては、本年度に債務負担行為として計上させていただいております。

次に、参考資料ナンバー1の1の2ページ、工事等概要書をごらんいただきたいと思っております。

現在の60メガヘルツアナログ同報無線設備は、昭和56年に導入し、平成9年に更新してから約20年以上が経過しており、機器の老朽化及び修理部品の終息により、故障の対応における復旧が難しい状況でございます。また、当町の同報無線については、国の無線設備規則の改正に伴い、平成34年11月をもってアナログ波の使用ができなくなります。こうしたことから、国の基準に適合した機器の再構築と、老朽化による機器のふぐあいや難聴地域を解消し、災害発生時の安全確保や行政サービスの向上を図るために、高機能なデジタル同報無線設備を整備するものでございます。

工事内容としましては、親局1局、遠隔制御局1局、屋外拡声子局につきましては、既存設備の42局を36局とし、そのうち32局を更新、4局を新設するものでございます。既設42局は全て撤去をいたします。

3ページの屋外拡声子局設置予定位置図をごらんください。

更新局、撤去局、新設局につきまして、色分けで示すとともに音達エリアも示してございまして、町内全域をカバーする予定地でございます。

4ページのシステム構成図をごらんください。

左側の枠内が役場庁舎内に更新整備する親局設備、遠隔制御設備のシステム構成となります。左下の凡例にありますとおり、それぞれのシステム機器の点線のものは既設のシステム、実線のものは新設するシステムでございます。

同報無線につきましては、システム構成図の左側中央にあります親局設備の操作卓で操作し、町内全域にわたり設置している屋外拡声子局に電波を送信することで、子局のスピーカーから情報が流れるシステムとなっております。屋外拡声子局につきましては、アナログ装置とデジタル装置と図示してございます。平成32年度まで全てデジタル屋外拡声装置に更新いたしますが、アナログ波が使用できなくなる平成34年11月末までは、アナログ波とデジタル波と併用して運用してまいります。

5ページをごらんください。

屋外拡声子局の概要図でございます。

左側から、鋼管柱1は津波など浸水がない、あるいは浸水深が浅い場所に設置するものでございます。鋼管柱2は、浸水深が深い場所に設置し、鋼管柱3から5につきましては、自立柱ではなく、耐震性のある公共建築物に設置する予定でございます。

本契約の概要は以上でございます。また、本事業は静岡県 の緊急地震・津波対策等交付金を財源として行うものでございます。

以上が第82号議案の説明でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（藤田和寿君） 続きます。企画課長、谷澤智秀君。

〔企画課長 谷澤智秀君登壇〕

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

企画課からは、第80号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（平成29年度吉田町一般会計補正予算（第2号））について御説明申し上げます。

議案書の1ページ、2ページ並びに別冊となっております平成29年度吉田町一般会計補正予算（第2号）、平成29年度吉田町一般会計補正予算（第2号）に関する説明書をごらんいただきたいと思います。

この補正予算でございますが、9月28日に衆議院が解散となり、臨時閣議の結果、衆議院

議員選挙の日程が10月10日公示、10月22日投票と決定され、すぐさまこの日程に基づきました選挙事務に着手する必要が生じたことから、措置したものでございます。

補正予算でございますので、本来は議会の議決をいただきまして成立させるべきものではございますが、衆議院の解散に伴いまして緊急に事務を進めなければならない国政選挙に係るものでございましたので、議会を開催していただくいとまがない中での対応でございましたので、議案書の2ページにありますとおり、平成29年9月28日付をもちまして地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、専決処分を行ったものでございます。

それでは、別冊の平成29年度吉田町一般会計補正予算（第2号）をごらんいただきたいと存じます。

補正予算の内容を御説明申し上げます。

まず、1ページをごらんください。

第1条第1項でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ898万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億6,409万9,000円とするものでございます。

また、第2項のとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりとなっております。

以上が今回の補正予算の内容でございますが、引き続きその詳細を別冊の説明書に沿って御説明させていただきます。

平成29年度吉田町一般会計補正予算（第2号）に関する説明書の3ページからごらんいただきたいと存じます。

まず、歳入でございますが、14款県支出金に898万8,000円を計上いたしております。これは、今回の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費の全額につきまして、県からの委託金を財源とするものでございます。

続きまして、歳出でございますが、4ページをごらんください。

2款総務費に歳入と同額の898万8,000円を計上いたしております。そして、総務費の4項選挙費、4目の衆議院議員選挙費にその全額を計上いたしました。内容といたしましては、衆議院議員選挙の執行に伴いまして、選挙管理委員会委員及び投開票管理者への報酬、期日前及び当日の投開票事務に従事する職員の手当、投票入場券郵送料などの役務費及び投開票に伴います事務機の借上料などを計上したものでございます。

以上の内容が第80号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（平成29年度吉田町一般会計補正予算（第2号））についての概要でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤田和寿君） 以上で上程議案の説明が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に全員協議会を開催したいと思いますので、議員及び当局の皆さんは第2会議室にお集まりください。

再開は全員協議会終了後といたします。

休憩 午前 9時23分

再開 午前11時40分

- 議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、会議を再開します。
ただいまの出席議員は13名です。
-

◎議案第80号の質疑、討論、採決

- 議長（藤田和寿君） 日程第3、第80号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（平成29年度吉田町一般会計補正予算（第2号））についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないようお願いいたします。また、審議する議題に関する以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第81号の質疑、討論、採決

- 議長（藤田和寿君） 日程第4、第81号議案 特別職の職員で常勤のものの給料の減額に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大石 巖君。

- 5番（大石 巖君） 5番、大石です。

殺人未遂事件、それから業務上横領事件、こうした事件がこの庁舎内で起こったということで大変重大な問題と思いますが、こうした事件に対して、これまでの当局のほうで把握し

ている事件の経過、あるいは行政上の町長の責任のとり方の問題、そうしたことに加えて、再発に対してどういうふうに取り組むのか、こうしたことの町長の町民に対する説明について、これまで広報等でもなかったわけですが、私は町民に対して、まず説明をすべきではないのかと思います、町長いかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員、先ほどの全員協議会でもお話ししましたが、殺人未遂事件、それから住居不法侵入、これについては立件をされております。

業務上横領事件については立件をされておられません。したがって、事実として殺人未遂事件とかそれから不法侵入につきましても、経過についてはもう皆さんにもお話ししておりますので、重複してあえてもう一度お話ししなきゃならないということは、私はないと思っています。だから、町民の皆様にはお話ししたいと思っています。これはしなければならぬと思っています。

それから、私の減給条例の問題でございますけれども、これは最終的にはガバナンスの問題ということは、私の責任でございますので、そのガバナンスにおいてほころびが出たというわけでございますので、その責めは私が負うということでございます。

それから、再発防止等については、これまでもお話ししてございますので、それでもって事足りるかと思っておりますけれども、よろしく願います。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

先ほどの全協の中でいろいろ聞かせていただきました。その中で、これから全容の解明であるとか、これから副町長が調査をして、これから起こったこと、町の対応であるとか、それが出てくると思うんですけれども、今回の減給のやつがいち早く出てきましたけれども、その中で、この先ほど言われた解明する、調査をして解明をして、それは大体行程的にはどのくらいに考えていますか。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員、本当に私何度も申し上げるのはもう本当につらいんですけれども、解明じゃないですよ。要は、私がいわゆる副町長に命じているのは、その所管事務に関してどういうふうな経緯があったのか、それについていわゆる聞き取り調査をするようにということでございます。

だから、解明と言った場合、これは事件捜査になりますんで、我々はそのまでのことはできませんので、ただ我々にしてみたら単純な話、現金を扱う放課後児童クラブの利用料金につきまして、それがどういうふうな形で支援員から放課後児童クラブに移されて、それがどういうふうな形で会計課に行くとか、それか未納で未収金になったとか、それについて、課長がいわば所管業務でございますので、それについてどのような形でこども未来課の職員にいろんな報告をしたのか、報告を求めたのか、また、職員がどういう形でそれについて報告したのか、そういうふうなことについて聞き取りをしてもらいたいと言っているわけでございます。解明ではございませんので。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） はい、わかりました。

その中で、これから一番重要なことは再発をしないための対応策、いろいろ聞かせていた

だきましたけれども、それは先ほど我々が聞かせていただいたことであって、これから心配をしている町民の方たちにどういう形で、やっぱりこれから町に起きたこと、再三起きていますから、それに対して起きるということを前提に今考えにやいかんということはわかっていますけれども、その中で、今回に町がどういう対応をして、どういうあれをしますかと、そういうのをやっぱり説明していただけるというのは当然思っていますけれども、それはどの辺の時期でということをちょっと教えていただきたいんですけれども。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） その辺については、当然のことながらできるだけ早くというのは必要だと思いますけれども、それについてはこちらにお任せいただきたい。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがでしょうか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

先ほどの全協の中で、この条例に関しまして100分の50ということで、町長のほうから100分の100でもいいと思っていたというような発言があって、それをしちゃうとパフォーマンスだと思われるからというような発言もありましたよね。

そうした中で、じゃ100分の50にしましたということでもあります。期間も1カ月ということなんだけれども、根拠に関しましては、私が決めることであるというような御発言でありました。全く根拠がない当然、町長が決めることと言われちゃえばそれでしょうがないんですが、ある程度何かしらのものがあってしかるべきかなとも思うんですが、全くなくて100%ではパフォーマンスになっちゃうから、50にしましたというのもちょっとなかなか理解できないところがございますので、その点についてお願いしたいと思います。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 特別職については、副町長とかそれから特別職、うちの場合は教育長が特別職ということなんですけれども、これは私が任命をして議会の皆さんの同意を得てその職に充てるわけでございますけれども、私の場合は町民から選ばれた人間でございます、基本的には私は自分の処分については私が決めるということでございまして、特別職のいわば懲戒については基本的にはございません。

前回、平成18年のときに、私は当時のことながら、警察に任意同行されて、取り調べを10日10晩受けました。最終的には静岡地検でも取り調べを受けたと、基本的にこれは法に触れる問題でございます。私が法に触れている行為をしたわけでございますので、当然のことながらその責めを私が負ってみずから辞職したと、こういうわけでございます。これも基本的には私の判断でございます。

首長の出处進退に関しては、基本的には首長みずからが決めるというわけでございます、なぜ50%にしたかと言われても、私も非常に説明には困るんですけれども、大体一般に非常に重たい場合、大体30%ぐらいになるんでございますけれども、30%じゃ今回の場合はやはり殺人未遂事件でございますし、それから横領というものもございまして、これはもうちょっとけじめをつける必要があるというわけで50にいたしました。それについては、ぜひとも私の気持ちを察していただければありがたいと思います。

○議長（藤田和寿君） よろしいですか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

内容に関しましては理解いたしました。

先ほど全協のほうでも聞いたんですが、処分に係る日というか期日なんですが、先ほど来いろいろほかの議員も言っておられたんですけども、町長が責任をとるといふ形はわかります。そのとり方ということが減給という形で、今回条例を改正しないとできないからあれなんです、一つのけじめということを今、町長のほうからお話がありました。

私が考えるに、けじめをつけるのは当然長として当たり前のことではあるとは思いますが、でも、でもその前に改善策であるとか、先ほど来言っている現金の取り扱いに関するいろんなシステマ的なものの構築であり改善を、それをまず最初やって、それを示してからこうした減給であるとかということに行ったほうが私はいいいいというように、私の意見なんではないんですが思っております。そういった順番といたらおかしいんですが、そういったことに関して、町長としてどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 増田議員のような考え方もあろうかと思えます。

ただ、私の場合は、基本的にうちの副町長も申していることでございますけれども、やはり基本的にこども未来課の中で、放課後児童クラブの利用料金についてこういうことが起きたわけございまして、そこでどういうふうなことが現実にあったのかというのがまだほとんどわかっておりません。そういうのをちゃんとわかった時点で、今度は課の中におけるところのいわば所管業務の実際にやっている報告を求める時期であるとか、それからまた報告をする時期であるとか、そういうのいろいろございまして、そういうのをある程度わかって、それが一般化した形でそれができると、課の業務ですよ、これはほかのところにもみんな当てはまることございまして、そういうのはできた時点が一応最終的なことになると思えますので、当然今、議員のおっしゃられた現金の扱いの問題であるとか、そういうのも含めてそれ当然のことながら改善しなきゃなりませんし、また現実に行っているところもございまして、それからまたほかの部署にもそういうことございまして、全てやっぱりそういうものについても当たった上でやると、そうするとやっぱり結構時間かかりますんで、やはり基本的に太田智一の問題で、業務横領の問題で一応本人が辞任書を出して、それでもって課でもって懲戒免職をしたと、また私が長ではございせんけれども、懲罰委員会、副町長がトップでございましてけれども、それで前任のこども未来課の課長に対して懲罰処分を下しましたんで、それでもって私がその時点でもって、私がやっぱりちゃんと自分の事柄に関して、けじめをつけるといったことをやらないとまずいと思ったものですからやりました。

その順序についてはちょっと重複しておりますけれども、いましばらくお待ちいただきたいと思っております。だから、全てが終わってからというとかかなり時間がたってしまいますので、やはりこの時期が一番いい時期でないかと思ったものですからさせていただきました。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがでしょうか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今回、81号で出てきた議案に対して、間違いなく厳然たる実際の実績としてというか、残るわけですよ。そういうのに関して、今までは先ほど町長が言われた今まではなかったと、ただし今回こういう形で縛りがかかってきますよね、将来に対して。それに関して、私はそ

ういうように思うんですけれども、町長の意見、意思というか意見というのはこれから前例として一つ一つが出てくるわけですから、そういうのに関しては思いというのはちょっと教えていただければありがたいですけれども。

○議長（藤田和寿君） 反問してください、もしわからなかったら。

○町長（田村典彦君） 山内議員の質問の趣旨がちょっとわからないもんですから、ちょっと大きな声でポイントを突いていただければわかるんですけれども。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今回のこういう減給とか、今までは町長なかったけれども、私の段階になってからやり始めましたよと、減給ですね。それに対して、今度10分の15は10分の50になったと、こういうものが一つ一つが前例として吉田町に残っていくわけなんです。そうすると、その前例はこの次踏襲をしていく可能性がなくなきゃならん。縛っていく可能性が出てくるのをちょっと心配するんですけれども、その意味で町長の思い、覚悟というか、そういうものに関してちょっと教えていただければと思います。

○議長（藤田和寿君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） これ職員に関して、仮に私がやめた後何か起きて、前例にはならないと思いますよ。というのは、なぜかという、町民から選ばれたトップが自分で判断すべきことだと思いますので、そんなもの一々前例にするとか前例にしないとか考えるようなトップではどうにもならないんじゃないんですか。

○議長（藤田和寿君） ほかいかがでしょうか。
よろしいですか。

[発言する人なし]

○議長（藤田和寿君） 教えてください。

よろしいですか、ありますか、質問。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（藤田和寿君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

5番、大石 巖君。

[5番 大石 巖君登壇]

○5番（大石 巖君） 5番、大石でございます。

第81号議案について、反対の立場から討論をしたいと思っております。

先ほど来議案の説明、全員協議会での町長からの説明をいただきました。

殺人未遂事件、それから業務上横領事件、町政に対する町民の信頼失墜という問題に対してこれは大きな問題でありますし、やはり私たちも含めて町民の皆さんがこうした事件が再び起こらないようにということでの再発防止、あるいは庁内でのそうした職員のモラルの問題、こうしたものについて、どういうふうに具体的に進めていくのかということに対して、非常に私たちこれからの議論も期待をしたいところでありますが、先ほどまでの話の中では再発防止ということについても今検討中ということで、なかなか具体的なことが出ませんでした。あるいはこの事件に対して、どういうふうに行政として対応するのかということに対

しても、なかなか納得できる提案というものは今のところまだないという状況です。

町長の責任としてこうした条例案を提出することについては、状況としては承知をしていますが、最初に町民の皆さんに対して、この事件についての町長の謝罪の言葉が当然あってしかるべきだと、私は先ほど質問をいたしました。やはり町民がそうした事件の経過、あるいは町長の態度、それから今行政が取り組んでいる再発の防止策についての具体化、こう進めるんですよということでの説明がないと、ただこの条例案だけではなかなか町民が納得するものではないというふうに思いますので、そうした行政、町長からの謝罪、それから再発防止に向けての取り組みの経過、それからそうした中での具体的提案があればそれをしていただくということを含めて、町長が責任を明確にさせていただくということが必要ではないのかと思います。

今の状況については、こうした努力、あるいは経過がまだ十分行われていないというふうに感じますので、本議会の中で、この条例について賛成はしかねるということで反対の討論といたします。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

10番、大塚邦子君。

〔10番 大塚邦子君登壇〕

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚邦子です。

私は、第81号議案に賛成の立場で討論をいたします。

今回、役場の職員が殺人未遂事件を起こし起訴されました。その過程上で業務上横領事件も発覚しております。この重大な事件は、町民にとって大きな不安感、また行政の不信感を募らせている結果となっていると思います。そうした中で、首長としての今回の勤務時間中に事件を起こしたこと、また業務上の公金を横領されたことについて、当然引責としてこのような減給条例を出すことは納得のいくものでございます。

まずは、今回管理職、直接の上司である管理職、課長が処分をされております。そのような中で、首長として何ら責任をとらないということについては、逆に町政の不信を買うというふうに思っております。まずは、はじめとして首長にはしっかりと今回減給をしていただきたいというふうに思います。

その上で、これから庁舎内で進められる組織ガバナンスについて、また現金扱いについての調査が始まるということを全協で聞きましたので、これをしっかりやっていただいて再発防止に取り組んでいくという決意も伺いましたので、私はこの条例案に賛成をしたいと思います。

以上、賛成討論といたします。

○議長（藤田和寿君） 賛成討論が終わりました。

反対討論はありませんか。

6番、山内 均君。

〔6番 山内 均君登壇〕

○6番（山内 均君） 6番、山内 均であります。

私は、第81号議案に対し反対の立場で討論をいたします。

今回、こども未来課職員による殺人未遂事件、公金の横領事件について、この責任論の中で、今回町長の給料減額の条例が出されました。町長の監督責任はもちろんのことでありますけれども、原因に対して、事件に対し再発防止に向けた対策が組織としての最も重要なことであると考えております。現時点では、事件の状況に対し対応策が町民に示されていない。町民に示された上で責任の意思をあらわすことが必要であると考えております。

よって、今回の臨時会での条例の制定に向けては時期尚早と考え、反対討論といたします。

○議長（藤田和寿君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（藤田和寿君） よろしいですか。

これで討論を終結します。

採決に入ります。

この採決は起立によって行います。

起立しない方は反対とみなします。

採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤田和寿君） 多少を認定しがたい。

御着席ください。

暫時休憩します。

ただいまの採決につきましては、起立者の多少の認定が困難であります。

したがって、会議規則第77条第2項の規定によって本案については無記名投票で採決します。

ここで準備のため、暫時休憩とします。

休憩 午後 零時05分

再開 午後 零時15分

○議長（藤田和寿君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

これから、第81号議案 特別職の職員で常勤のものの給料の減額に関する条例の制定についてを採決します。

この採決は、無記名で投票で行います。

議場の出入り口の閉鎖をします。

〔議場閉鎖〕

○議長（藤田和寿君） ただいまの出席議員数は13名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、山口一博君及び2番、三輪美由紀君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（藤田和寿君） 念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載してください。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人は点検をお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（藤田和寿君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（藤田和寿君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

立会人は開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（藤田和寿君） 投票結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、賛成6票、反対7票。

以上のおおり、反対が多数です。

したがって、本案は否決されました。

議場の出入り口の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

◎議案第82号の質疑、討論、採決

○議長（藤田和寿君） 日程第5、第82号議案 平成29年度緊急地震・津波対策等交付金事業 吉田町次世代防災行政無線（同報系）整備工事請負契約の締結についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

全協の中で、瑕疵担保期間1年間ということでお聞きをしました。その中で、発生する日、発生するとき、それをちょっと教えていただけますか、1年の。

要するに工事が完了してどの時点か、支払いが終わった時点か、完了検査が終わった時点か、それか完了検査と町と何か約束があるのか、それが終わった時点か、どの時点からの1年ということで仕様書の中には明記されているんですか。

○議長（藤田和寿君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

仕様書の中では、引き渡しの日の翌日からということになっておりますので、引き渡しといたしますと、検査が終わった後ということになります。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） それは明確になっていると思います。その中で、これだけの広い範囲のものを1年間で実際にハウリングを起こすものであるとか、建物によっては電波の障害であるとか、そういうものが以前なかなか結構ありましたので、それに対してそれも含めてやってくれると思うんですけれども、その辺の確認、そういう意味でいいですね。それを含めた、そしてその中で、どういう計画で1年間、長い広い範囲ですので、どういう形で計画1年間のやつで担保が確認できるようになっていますか。

○議長（藤田和寿君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

屋外拡声子局に限らず、親局設備も整備いたしますので、それ整備をしながら音達といたしますか、電波状況をシミュレーションしながら、調査をしながら実施も工事も行っていくという形で考えていただければいいと思います。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

そういう形でしっかりとしたものをやっていただきたいということですが、これが以前の例から見ますと、なかなかどこに窓口がということまでどこへ持っていったらいいか。

まず、防災課のほうで受けてくれるんですか、どこで受けてくれるんですか。その辺をちょっと明確にいただければと思います。

○議長（藤田和寿君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

今の話といたしまして、この工事件、全般的にという意味と、あとそれぞれ例えば工事期間中の苦情であるとかというようなところも含めまして、防災課のほうに言っていただければいいと思います。

以上です。

〔「了解」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

先ほど瑕疵担保期間1年間というふうに伺ったんですけれども、通常は役所仕事、民間でも大体そうですけれども、10年が瑕疵担保期間ということで、私はそういうふうにこれまで自分の仕事やってきて、大体10年ということやってきておりますので、今回ほかに1年というのはなかなか聞いたことないですよ、役所仕事の中で。

今回1年とした理由はちょっと伺いたいですよ。ただ、安いから10年つけるのを1年にしたというんじゃ困るもんですから、その辺を伺いたいですけれども。

○議長（藤田和寿君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。大変失礼しました。

町の財務規則のほうに瑕疵担保というところがございまして、請負契約の中で、瑕疵担保期間というものが引き渡し後1年間、受注者は1年間の担保の責務を負わなければならないという形で財務規則のほうに載ってございまして、ここら辺を含めて1年間というところがございますが、先ほど議員が言われました安いからということではなくて、その前に仕様書はつくってありましたので、安いからこうしたというわけではございません。そこら辺を御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

それでは、10年瑕疵担保とあるのはそれは決まりじゃなくて、それ以上に上乘せして10年にしていると、基本は1年だけれども上乘せして10年にしているという解釈でよろしいかどうかお願いします。

○議長（藤田和寿君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

今、議員おっしゃられるように、町の建設工事の約款の中にただし書きとして、「かしが受注者の故意又は重大な過失によって生じた場合には」期間は10年間という形で載ってございますけれども、その前の財務規則によって1年間という形で設定をさせてもらっているという形でございます。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

施工不良とか何かでなった場合、10年というふうに今の説明は解釈できるんですけども、それでもそうじゃなくて、あくまでも1年でいいということで、再度伺いますが、何かちょっと納得できないもんですから。

○議長（藤田和寿君） 施行規則が載っているから、今回の件もそういった問題であれば10年ということで理解していいかということではありますが、どうでしょうか。

防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

先ほどお話をしました約款のほうのところに瑕疵担保という形で載せてございますけれども、こちらのほうにつきましても、例えば工作物とか設備工事にあつては、瑕疵担保1年という形で決められているというところがありますので、ここで1年という形で設定をさせていただきます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 今のは財務規則のほうですよ、施行規則でしょうか。

先ほど伺ったのは、ちょっとよくわからなかったんですけども、財務規則で1年で、施行規則で10年というふうに自分は受け取ったもんですから、どちらかを優先してやるのかな

ということでちょっと聞いたんですけれども、今回は財務規則を優先してやったのかなということで伺ったんですけれども。すみませんけれども、よろしくをお願いします。

○議長（藤田和寿君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

吉田町の建設工事の約款のほうにも1年という形で載せてございますので、1年という形でございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 割かし製品とかそういうものの中には保証書があって、大体10年とか、この間この雨漏りなんかやった防水なんかも10年保証ですよ、普通施工の保証がね。僕、ですから10年じゃないかということを行ったことあるんですけれども、今それで言ったんですけれども。

じゃ、自主的に施工会社のほうが契約では、役所のほうは1年でいいですよということしますけれども、仮にそれじゃ施工会社のほうが10年でいいという場合があったら、それは10年でやってもらうというような、そういう解釈でよろしいんですかね。ものには製品とかそういうものには保証書があって、10年とかと書いてあるものがあるもので、仮に1年で契約してもものの商品の保証書、工事やって工事の完了の書類なんかの中には、必ず保証書が入っているわけですね。そういうものが10年だった場合は10年でやってもらうとか、そういうことでよろしいんですかね、その解釈は。あくまでも全て1年ですか。今回だけ1年じゃなくて、当たり前前に1年ということですよ。

○議長（藤田和寿君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

1年という形でございます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） ほかにございませんか。

9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 9番、八木です。

あくまでも1年ということなもので、契約上1年と書いて契約したのは1年ということで、私はそういうように受けますけれどもね。

あと、先ほどちょっと全協の中で言ったけれども、予定価格と落札額が余りにも差が激しくて、予定価格は最終的には町長が決めているよとさっき伺ったんですけれどもね、その中で、当たり前のもので見積もれば金額が常識的なものになって、だけれども、入札するには仕事欲しいもので安く入札するもので、そういうですからいろんな会社があって、実績があるわけですよ。そういうのを踏まえてある程度、これくらいのは大体幾らぐらいだもんでという金額が入札は予定よりも低いのが常識的になっちゃっているもので、そうすると、低いのを考えて予定価格というものができないかなということに今思ったんですけれども、その辺はいかがですか。ちょっと伺いたいですけれども、その辺は。

ですから、市場調査というか、そういうものをした中での予定価格ですか。今はあくまでもデータの的なものでやっているということなんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（藤田和寿君） 理事、船橋準幸君。

○理事（船橋準幸君） 船橋でございます。

ここからは一般論でお答えさせていただきます。

まず、一般的なものについては市場価格で決まっております。その主体者が、例えば国土交通省が土木工事を出そうとしたときには、国土交通省みずからが歩掛かり調査をさせていただきます。ただ、市場が小さいものについては見積もりと、その中間の段階におきましては、先ほど出ましたように建設物価版ですとか積算資料みたいな民間が出している市場調査をもとにします。つまり、官積算と言われるもの、それから協会等が出す市場価格調査、それから個別の見積もりというものの体系になってございます。

あくまで市場調査につきましては、一般流通価格という形でございますので、その中で総合的なものとして入札するわけでございますので、入札実績を市場単価の中に入れるという考え方はございませんので、議員の言われる趣旨からすると、市場価格としてまずありますと、それに対して今回仕事をとりたいと、そのときに自社の命運をかけて、将来をかけて入札をしていますので、それを今度市場価格の実績にしまうと、どんどん価格が低くなって適正価格から外れてしまうという実態もございますので、あくまで市場価格と入札価格については別物というふうに御理解していただくとありがたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 了解しました。

それから、あと先ほど現場管理費、安くなっちゃったよとそんなに安くなっているものということであったんですけども、こんなこと言ったって当たり前のことだと言われるかもしれないけれども、それに対して安くなったから現場の管理がちょっとおろそかになっちゃ困るんですけども、役所としてそういうものに対するですから、現場管理費が安くなったからこそ、通常より以上何か現場に対して注意を払うというか、そういうことはありますか。

○議長（藤田和寿君） 理事、船橋準幸君。

○理事（船橋準幸君） 船橋でございます。

これも一般論になりますが、低入価格につきましては、国土交通省、それから県、市町について同様に実際これで工事がうまく担保できるのかということを確認します。それについては、まず相手のほうから積算書を出していただきます。そのときに安かろう悪かろうでは困りますので、当然仕様のもので確実にできる材料のものか、それから手間代として必要最低限のものをちゃんと見積もっているかという話になります。

工事を管理していく場合については、それぞれの工種に対して直接的に積み上がったものに対して、先ほど来言われています各経費がかかってまいります。こういったものにつきましては、直行に対して一定率で見積算体系を一般的にさせていただきます。ただ、現場に応じて例えば交通整理員みたいなものについては、率ではなくて個別の延べ日数で精算するみたいな形でございます。一般論で現場管理については、直工の比率で一般的に見るという話ですから、業者さんの見積もりもそのような形で出てくるものと思っています。ただ、疑念に対しては、現場の状況を見て適切に管理しているかどうか現場監督の中でやってまいりますので、御心配は十分わかりますが、一生懸命やっていきたいと思っております。ひとつよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（藤田和寿君） 9番、八木 栄君。

○9番（八木 栄君） 八木です。

今のは十分理解できました。

あと、今回のこの工事のこのデジタルの同報無線ですけれどもね、大体今後どれくらいの年数使えるか、使えるかというところであれですけれども、故障しない限りずっと永久的に使えると思いますけれども、大体見込みがいろいろ長寿命化とかとあるものですから、そういう中でどのくらいの期間このまま見込んでいるかということの一つ、最後にお伺いしますけれども。

○議長（藤田和寿君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

それぞれ機器、システムであるとか例えば屋外拡声子局の鋼管柱であるとかいろいろありますけれども、国税局で言っている耐用年数というのは、鋼管柱で大体30年ぐらい、それから機器はもうメーカーもそうなんですけれども、10年をめぐりして機器をつくり直していくというようなところがございますが、全般的に見て、今ちょっと何年とは言えませんが、そんなに10年以下であるとかそういうことはあり得ないというふうに考えてございます。

以上です。

〔「了解」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） ほかにありますか。

よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○議長（藤田和寿君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田和寿君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎町長挨拶

○議長（藤田和寿君） 以上で平成29年第4回吉田町議会臨時会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 上程した議案の中で私以外の議案が成立したんですけれども、私の否決について、非常に私釈然としませんよね。皆さんの最終のいろんな議論を聞いていて、間違っているもこちら側の人間はそれに対して間違っているとかおかしいですよと言えない。非常におもしろいなといつも思っています。

大石議員が町民に謝っていないと、謝っていますよ。あらゆる席で謝っていますよ、あらゆる席で謝っています。

町民に対して謝るとはどういうことなんですか。町民一人一人のところに行って全て頭を下げろという意味ですか。だから、そういうふうな町民の皆さんに謝っていないという場合、どういうふうなことをすれば町民の皆さんに謝ったというのか、それを示していただかないと全くわかりませんよね。私はあらゆる席でいろんな会合でいろんな集いで行くたびに謝っています。おわびを入れています。そういうところについて、議員お話ししていただけないですか。だから、謝るとはどういうことなんですか、はっきり言って。町民一人一人のところに行って謝れというんですか、できるわけないでしょう、そんなことは。

○議長（藤田和寿君） ここで討論しないでください。

閉会の挨拶ですから。

○町長（田村典彦君） 私は、いろんな席で町民の皆さんと接する席では常におわびを入れています。どういうことをすれば町民の皆さんに謝ったということになるのか、ぜひとも後ほど教えていただきたい。不平というような形で教えていただきたい。

それから、事件の経過であるとか、事件の経過皆さんにお話ししていますよ。それから、事件の解明について、基本的にこれは最高裁まで行くと思いますので、わかりません。司法の外にいる人間が軽々に単なる私見でもって話すことは、これはやってはいけないことですからお話ししません。

それと、こども未来課の放課後児童クラブ利用料金については、基本的にもう全て終わっています。皆さんにお話ししました。放課後児童クラブの御利用の皆さんにもお話ししました。それについてはもう既に終わっています。再発ができないような形になっています。

それから、ほかのことについて、これは、ほかのことについてはどういうことかと言いますと、現金等を扱っていることに対してもう一度実態調査、全ての部門について実態を調査しました。しましたけれども、基本的に放課後児童クラブ以外で基本的には問題は起きていないんです。しかしながら、もしかしたらこれを改めたほうがいいとか、そういうことがあろうかと思えますので、そういうことについては当然やります。あと何をやるんですか。皆さんにお聞きしているんですよ、あと何をやるんですか。

人間というものは、私は基本的には性悪説に立ちます。人間の本性というものは、利己的な欲望でもって動く。善による行為、善というのはよろしいの善ですよ、善の行為というものは、基本的には後天的に獲得されるものであると、こんなふうに思っています。

皆さん御存じかもしれませんが、人格という言葉ございますよね。恐らく皆さん人格のことは、よく意味わからないと思いますけれども、人格、日本語がわからないんです、はっきり申し上げて。人格のことを英語で言うとパーソナリティーですよ、そういうことですよね。パーソナリティーの語源、恐らく皆さんおわかりにならないと思いますけれども、ペルソナです。ペルソナというのは仮面という意味です。人間というものは、生のままの人

間は社会において基本的にはおのれの欲望でもって全て動くと、性悪説に立っているんですよ。だから、仮面をかぶること、すなわち社会的な規範をいわゆる設けることによって、人間の行動について社会的な安寧を保つようにする。そういう意味で人格と言います。ペルソナです。仮面ですよ、仮面をかぶることなんです。どんな組織であれ基本的には性悪説でありますので、そういう風に立ちますので、犯罪を犯す可能性というものはあります。どのような組織でもあります。だから、そういう組織において人間の本性性悪説に立ちますんで、そうした場合にそういうことは起こらないどのような危機管理をすればいいのかというようなことなんですよ。その危機管理について、恣意性が働かないようにやっていると、絶対のいわゆるものはございません、はっきり言って。できる限りできないように、その当時、そのところの時代においては、これは絶対と思われていた場合もございませけれども、人間がつくるものでございまして、必ず絶対というものはありません。

だから、そうするとでき得る限りという表現になるわけですがけれども、単純に犯罪等が起きない、そういうふうなリスク管理をどのような形で構築すればよろしいのかというわけがございまして、それについては、基本的に放課後児童クラブについてはもう終わっているんですよ。放課後児童クラブ御利用の子供さんの父兄の方々にはお話ししてございます。あと、一体何が要るんですか。私非常にわからないですよ。はっきり言って、皆さんそういうことについて、議論を私とかここに居る人間たちとやっていただければいいんですけども、皆さんは幾ら言ってもわかってくれないですよ。それは、皆さんが議決権を持っているから、それはなりますけれども、三輪正邦議員もそれから、杉本幸正議員も八木 栄議員もそれから、増田議員も、後ろにおられる議長も基本的にはなぜこの議案を葬り去るのか、基本的には言ってないですよ。何が不足なのか言っていただければそのとおりにいたしますけれども、それが正当な場合ですよ。そのような話何もないんですよ、皆さんから。だから、常に議員さんに対して説明していただきたいと言っても、議員さんは説明をしないんですよ。非常におもしろいなと思うんですけども、皆さんは説明しなきゃならない説明責任ありますよというのに全く説明しないんです。

先ほど、例えば山内議員が前例と言いますがけれども、たしか黒田さんのときは75歳以上はだめだと言ったんですよ。農業委員のときは、77歳だか8歳の人を入れました。前例とは何ですか。前例全く拘束していないじゃないですか。それから、18年の祝儀問題のときにも私は自分で公職選挙法に触れましたんで、私は身を引きました。議員の中でも片山さんも議員を身を引きました。1人そこにおられる八木 栄議員は何もしないですよ、責任もとらないですよ。

だから、そのときのことです。今ここに居るというわけです。

じゃ、河原崎議員も……

今言いました。

○議長（藤田和寿君） 自由になっていますので。

○町長（田村典彦君） 今申し上げました。

だから、そういうふうに御自分の責任をとらないですよ。とらない理由を述べないんですよ、そうですね。

前回の議会でも申し上げたんですけども、たしかこの前の議会だったですかね、八木 栄議員が民意を問うたかねと聞きましたよね。そのときにおもしろいなと思ったのは、

昔ある方が利害を調整するときについてしゃべったときに、住吉と自治会から説明をしてもらいたいと、この前も言いましたけれども、説明してもらいたい。これ民意ですよ。民意について、私がしゃべっているんですから、民意について、まさに民意の主体が説明してもらいたいと言ったにもかかわらず、議会は否決をしたんですよ。後ろにいる議員もそうですけれどもね。なおかつ議会においても、利害を調整する権限について、ときの監査委員であった八木宣和議員に対してやったらそれも否決されたんですよ。闇に葬ってしまったんですよ。だから、私が常々言うところのいわゆるチェックではなく、チャック機能、議会の最大の機能ですけれども、チャック機能ですから。チャック機能は働いたわけですよ。そういうものを通じて、議会の皆さん何の説明もしないんですよ。私、不思議でしょうがないですよ。そういうのは、基本的には開かれた議会を標榜している人間たちのやってはいけないことですよ。説明をしなきゃならない。議員の皆さんは全て説明責任があるはずですよ。にもかかわらず、教えていただきたいと言っても説明してくれない。

先ほど言った、大石 巖議員に、町長は町民の皆さんに謝っていないと、だからどういうことをすれば謝ったことになるのか、それを言ってくれなきゃどうにもならないですよ。そういう一つのものがあるって、それやっていないから謝っていない。だから、私は常に先ほど申し上げたように、いろんな席で、私は行く席で必ずこの件については謝っています。そういうところなんですよ。だから後ほど議員、教えてください。謝る、どういうことをすれば謝ったことになるのか、どういうことをしなければ謝ったことになるのか、それについて教えていただければぜひとも私もこれから、それが正しいことなのかどうかわかりませんけれども、吟味してみたいと思っています。

議員の皆さんにもぜひお願いしたいと思います。必ず説明をしていただきたい、そういうことです。だから、私の減給条例案が否決されたことは私わからないんですよ、はっきり申し上げます。

本当に議員の皆さんというのは、全能を持って私の首すらもとることができますから、何でもできるわけですけれども、それをぜひとも議員の皆さんがいつも説明責任がある、説明責任があるんだったら、説明をしていただきたい。ぜひともお願いいたします。

それでは、どうも御苦労さまでございました。

◎議長挨拶

○議長（藤田和寿君） それでは、時間も来ておりますので、本臨時会につきましては、予定された議事が無事終了し、閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な審議によるものと心から厚く御礼申し上げます。

なお、第81号議案 特別職の職員で常勤のものの給料の減額に関する条例の制定につきましては、多少認定しがたく投票という結果になりました。議長として裁定する道もありましたが、会議原則に基づき現状維持の原則の観点から、中立な考え方から1票を投じさせていただいたものを報告させていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（藤田和寿君） これで平成29年第4回吉田町議会臨時会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

閉会 午後 零時54分